

副本

令和5年（行ウ）第81号 オンライン資格確認義務不存在確認等請求事件

原告 須田昭夫 ほか273名

被告 国（所管行政庁 厚生労働大臣）

答 弁 書

令和5年4月14日

東京地方裁判所民事第51部2B係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部（送達場所は別紙のとおり）

部 付 山 寄



部 付 大須賀 謙



訟 務 官 針 生



法 務 事 務 官 中 村 志 緒 香



〒100-8916 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

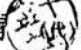
厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険テータ企画室

室長補佐 松本夏美 

厚生労働事務官 渡邊真理子 

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

課長補佐 麻那古直大 

企画係長 山根清 

厚生労働省保険局医療課

課長補佐 吉田啓 

課長補佐 平井就弘 

企画法令第一係長 劔持智洋 

厚生労働事務官 宮崎希 

厚生労働事務官 奥村翔太 

厚生労働省大臣官房総務課法務室

法務指導官 大矢恵理 

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

との判決を求める。

なお、国家賠償請求につき、仮執行の宣言は相当でないが、仮にこれを付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
- (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とするこ
と

を求める。

第2 請求の理由に対する認否及び被告の主張

追って、準備書面により明らかにする。

以上